

立命館大学千葉県校友会会則

(名称並びに事務所)

第1条 当校友会は、立命館大学千葉県校友会(以下、「本会」という)と称し、事務所は会長自宅に置く。

(目的)

第2条 本会は県内会員相互の交流と親睦を図ることを第一とし、併せて近隣校友会並びに校友会本部との友好と連携を深め、加えて母校の発展を期することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、下記の活動を行なう。

- (1) 会員相互の友好と連携
- (2) 本会活動のPRその他、本会の目的を達成するための必要な諸活動
- (3) 会員の拡充

(会員)

第4条 本会会員は立命館大学及び立命館学園校友にして、原則として年会費を納めた千葉県在住、又は勤務する者で組織する。

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
副幹事長	若干名
幹事	必要人数
監事	2名
委員長	各委員会1名
ブロック長	各ブロック1名
相談役	若干名
顧問	若干名

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。任期途中に選任された役員任期は、前任者の残余期間とし、前任者なき場合は、直近の役員選任期までとする。なお、役員就任は役員会での決定日とする。

(役員選出)

第7条 役員は役員会で決定する。但し、名誉会長、会長、副会長、幹事長、監事については役員会で推薦し、総会の承認を得る。なお、総会での承認を必要とする役員は予測されない事態により、本会の活動に支障を来す場合は直近の総会までの間、代行を置くことができる。

(役員任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行する。幹事長は役員会の議長をなし、役員会決定事項の執行に努める。監事は本会の会計が正しく運営されているかを監査する。また、幹事は本会諸活動の核となり、目的達成に努める。

(役員会)

第9条 役員会は本会の役員をもって構成し、会長が招集する。役員会の会務は次のとおりとする。

- (1) 会の活動全般に関する事項
- (2) 会費の管理・運営に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員選出に関する事項
- (5) 会則の改定に関する事項
- (6) 総会の開催に関する事項
- (7) その他の重要事項

(議事)

第10条 役員会議事はすべて出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(委員会)

第11条 当会則に定める事項、並びに役員会の決定事項を執行する機関として、次の委員会を設置する。

総務委員会: 本会の総務、庶務を担当する。

組織委員会: 本会の組織を担当する。

財務委員会:本会の財務を担当する。

広報委員会:本会の広報を担当する。

- (1) 各委員会には委員長(1名)を置く。委員長は役員会で決定する。また、必要により、委員長が副委員長を指名することが出来る。なお、各委員は当該委員長が推薦し、役員会が承認する。
- (2) 委員会の会務は各委員会で立案し、役員会で決定する。
- (3) 委員会の設置、廃止は役員会で決定する。

(ブロック活動及び同好会活動)

第12条 本会活動に機能性を付与するため、エリア別のブロック制を敷き、下記の4ブロックとする。また、役員会の承認により同好会を設け、活動することが出来る。

東葛ブロック:松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市・栄町 エリア

葛南ブロック:市川市・船橋市・習志野市・浦安市 エリア

千葉ブロック:千葉市・銚子市・成田市・佐倉市・東金市・旭市・八千代市・四街道市・八街市・富里市・匝瑳市・香取市・山武市・酒々井町・香取郡・山武郡 エリア

房総ブロック:館山市・木更津市・茂原市・勝浦市・市原市・鴨川市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・南房総市・いすみ市・長生郡・夷隅郡・安房郡 エリア

本会会員は住まい基準で上記いずれかのブロックに所属し、本会活動を行なう。

但し、他ブロック活動への参加について、一切妨げるものではない。各ブロックにブロック長を置く。ブロック長はブロックの中で選出し役員会の承認を得る。また、各ブロックに副ブロック長を置くことが出来る。副ブロック長は当該ブロック長が任命する。

(総会)

第13条 本会は毎年1回総会を開催する。総会参加者は本会会員とし、年度決算、次年度活動計画、次年度予算、役員人事、会則改定、その他重要事項について審議決定する。なお、決定には総会参加者の過半数の承認を必要とする。

(総会の招集と告知)

第14条 総会は会長が招集する。総会の開催時期、場所、議案等については事前に本会会員に告知しなければならない。

(議事録)

第15条 総会及び役員会の議事録は原則として組織委員会が作成する。

(会費)

第16条 本会会員は年会費を納入するものとする。会費の額は総会で決定する。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする。但し、会計処理は7月末をもって行なう。

(経費)

第18条 本会の経費は、年会費、校友会賛助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第19条 当会則に定めがなく、重要と判断される事項は、逐次、役員会で決定する。

会則履歴

昭和	61年11月	2日	制定施行
平成	4年11月	15日	一部改定
平成	5年11月	14日	一部改定
平成	7年11月	12日	一部改定
平成	10年10月	4日	一部改定
平成	11年10月	3日	一部改定
平成	21年10月	3日	一部改定
平成	24年10月	6日	一部改定
平成	27年11月	1日	一部改定